

本日の会議に付した事件

平成25年第3回山元町議会定例会（第5日目）

平成25年9月19日（木）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第86号 平成25年度山元町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 3 議案第94号 平成25年度山元町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 4 議案第87号 平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第88号 平成25年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第89号 平成25年度山元町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第90号 平成25年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第91号 平成25年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第92号 平成25年度 産振農復請3号 山元町乾燥調整施設建設工事（1工区）請負契約の締結について
- 日程第10 議案第93号 平成25年度 産振農復請4号 山元町乾燥調整施設建設工事（2工区）請負契約の締結について
- 日程第11 同意第 4号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第 5号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 議案第83号 山元町町営住宅管理条例の一部を改正する条例（委員長報告）
- 日程第15 認定第 1号 平成24年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第16 認定第 2号 平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第17 認定第 3号 平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第18 認定第 4号 平成24年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第19 認定第 5号 平成24年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第20 認定第 6号 平成24年度水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第21 認定第 7号 平成24年度下水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第22 請願第 3号 「県道相馬亘理線の移設」に関する請願（委員長報告）
- 日程第23 委発第 3号 住民の安全を守るための決議
- 日程第24 常任委員会の委員の選任
- 日程第25 議長の常任委員の辞任
- 日程第26 議会運営委員の選任
- 日程第27 議員派遣の件について
- 日程第28 閉会中の継続調査の申し出の件について

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成25年第3回山元町議会定例会第5日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

災害FMりんごラジオから写真撮影の申し入れがあり、許可をしております。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、8番佐藤智之君、9番岩佐 豊君を指名します。

これから議長諸報告を行います。

委員会発議案等の受理、委員会から議案1件と当局から議案6件が追加送付され、これを受理したのでその写しを配布しております。

委員会審査報告書及び継続調査申し出書等の受理、産建教育常任委員会委員長及び決算審査特別委員会委員長から審査報告書、また各常任委員会委員長から所管事務調査報告書及び閉会中の継続調査申し出書が提出されたので、その写しを配布しております。

議員結果報告書の受理、議員派遣結果報告書が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

その他、特に報告すべき事項、総務民生常任委員会委員長から視察研修報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議 長（阿部 均君）日程第2．議案第86号、日程第3．議案第94号を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。それでは、議案第86号及び議案第94号についてご説明させていただきます。

まず、議案第86号平成25年度山元町一般会計補正予算（第4号）をお開きいただければと思います。

今回の補正規模でございますが、歳入歳出の総額に17億6,885万8,000円を追加いたします。その結果、歳出総額が543億1,597万6,000円とするものでございます。また、あわせまして地方債の補正も行っております。

それでは、内容についてご説明いたします。歳出からご説明いたします。10ページをお開きいただければと思います。

3歳出10ページでございます。議会費でございます。議会費につきまして、その下の総務費もあわせまして職員手当、給料、職員手当等共済費ということで、人件費の補正を行っております。こちらにつきましては、例年9月補正で行っております人事異動に伴うものでございます。当初予算では1月1日現在の人員にあわせまして人件費を組んでございますが、その後、異動等がございましたので8月1日現在の人員で置きかえるというものでございます。なお、定員につきましては184名から187名、特別

職・一般職合わせまして187名にふえてございます。その他、各款につきまして人件費割り振っておりますので、詳細については説明は省略させていただきます。

それでは、総務費の方にまいります。5目の財産管理費、お聞きいただければと思います。使用料及び賃借料といたしまして1,400万円ほど計上してございます。こちら、山元町役場仮庁舎の増設リース料ということでございます。ただいま、全国から派遣の方に多く来ていただいております、仮設庁舎が手狭になっているという状況がございます。それにあわせまして執務室、会議室等に使う仮庁舎を増設するというので、そのリース料といたしまして12月から3月までの約4か月分、こちら1,400万円ほど計上してございます。その下でございます。積立金といたしまして14億6,000万円ほど計上してございます。こちら、内訳ですが財政調整基金の予算積み立てということで14億円ほど積み立ててございます。こちら、24年の決算がございました。その繰越金が歳入として入ってございます。その繰越金と財源調整を行いまして、その結果14億6,000万円ほど積み立てるというものでございます。その下、震災復興基金の予算積み立てでございます。これは全国から寄せられております寄附でございます。あわせまして、今回は5月から8月分といたしまして16件の寄附を計上しているというものでございます。

その下、企画費でございます。工事請負費といたしまして約200万円ほど計上してございます。こちら、坂元駅のバス停の自転車置き場の設置工事の請負費でございます。こちら、現在坂元駅バス停の自転車置き場につきましては、屋根がない状態でございます。雨ざらしの状態でもあり利用者の方からぜひ屋根をつけてほしいという話があったので、こちら、屋根をつけまして30台分のバス停の自転車置き場を設置するものでございます。その下でございます。諸費でございます。委託料及び補償補填及び賠償金ということで、委託料につきましては東保育所関連の損害賠償請求事件に伴います弁護士の旅費が不足が見込まれたということでこれを増額補正しているものでございます。その下でございます。こちらは4件の訴訟案件につきまして、ほぼ示談成立がしたもので、これから示談が見込まれるものがございました。その分の損害賠償金といたしまして40万円ほど計上しているというものでございます。

それでは、おめくりいただきまして11ページをお聞きいただければと思います。総務費の防災行政無線費でございます。70万円ほど需用費を計上してございます。こちら、平成24年、昨年度に設置いたしました防災行政無線のモーターサイレンの電気料が不足することが見込まれるということから、今回、こちら増額補正ということになってございます。その下でございます。総務管理復興推進費でございます。役務費で6,000円ほど計上してございます。災害対策用臨時FM放送の無線局の免許更新手数料でございます。りんごラジオの免許につきましては、総務省から25年度限りというお話がございましたが、調整した結果、26年度以降も継続できる、27年度を限度としてという回答がございましたので、これを延長すべく6,000円の更新手数料を計上し、10月の届け出に備えるというものでございます。その下でございます。こちらにつきましては、補正予算の附属説明書、こちらもお聞きいただければと思います。こちら、附属資料につきましては1ページをお聞きいただければと思います。役務費使用料工事請負費ということで、合わせまして1,300万円ほど計上してございます。こちら、附属資料をご覧いただければと思いますが、坂元地区に町で設置してござ

います光ファイバーケーブルがJR常磐線の工事に伴いまして支障移転が必要になったということから、こちらの経費、支障移転に伴う工事請負費等を計上しているものがございます。こちら、ご覧のとおり、補正内訳はご覧のとおりとなっております。なお、財源につきましては全額JRからの負担金ということでございます。

続きまして、総務費の徴税総務費をご覧いただきたいと思っております。11ページの下でございます。償還金利子及び割引料ということで1,000万円ほど計上してございます。これは、個人住民税の雑損控除に伴います過誤納付の還付金がまた増加が見込まれるということから1,000万円ほど計上してございます。家屋・家財に対して被災した方々が雑損控除を利用するというものでふえているというものでございます。以下、12ページの総務費につきましては全て人件費でございますので、説明は省略させていただきます。

12ページの一番下でございます。民生費についても触れておきます。社会福祉総務費でございますが、繰出金といたしまして国保の特会から繰出金の減ということでございます。こちらは国保特会におきましても人事異動がございましたので、一般会計から繰り入れる額を減じているというもので、一般会計の人件費と同じ理由によるものというものでございます。

それでは、12ページお聞きいただきまして13ページでございます。民生費の社会福祉費でございます。老人福祉費、こちら介護特会につきましても、同じく人事異動に伴いまして繰出金が、逆にこちらはふえたというものでございます。その下、社会福祉復興推進費でございます。負担金補助金ということで3,000万円ほど計上してございます。こちら、附属資料の3ページもあわせてご覧いただければと思います。介護基盤復興まちづくり整備事業費補助金ということで計上してございます。こちら、実施事業者医療法人松村クリニックでございまして、こちらの方で通所介護施設、いわゆるデイサービス施設を設置するということになりまして、こちらについて県の方から補助金の内示があったということで、これが8月9日ということで今回の補正ということでございます。総事業費につきましては9,000万円ということで、12月末の完成を目指して工事をするというふうに話を聞いてございます。

それでは、続きましては民生費でございます。13ページの真ん中でございますが、児童福祉総務費190万円ほど積立金を計上してございます。子育て支援基金の予算積み立てということで、世田谷区等から寄附をいただきましてそちらの分を積み立てるということで、子育ての支援に充ててほしいということでの寄附でございます。以下、民生費につきましても13ページ、14ページ、人件費でございますので、省略させていただきます。

それでは、第5款労働費をご覧いただければと思います。14ページの真ん中あたりかと思っております。緊急雇用創出事業費といたしまして1万5,000円ほど償還金を計上してございます。こちらは24年度の緊急雇用創出事業の県の補助金を返すというもので、こちら、24年度に実施しました町の思い出回収事業、こちらで人件費の見込み誤り、算定誤りがあったことから、この分、県に返すというものでございます。

それでは、農林水産業費でございます。10目の農地復興推進費、ご覧いただきたいと思っております。旅費で47万円ほど、負担金補助金で9,400万円ほど計上してございます。あわせまして、附属説明資料は4ページから5ページをお聞きいただければと思

います。こちらにつきまして、附属資料の5ページをご覧くださいと思いますが、地図がございます。山元町農地整備事業ということで県営のほ場整備事業を行いまして、農地の正常化を図るということをご説明いたします。その地区、北部地区、磯地区、東部地区でございますが、こちらの地権者の同意徴集に伴いまして遠隔地にいる方に対して旅費が不足するということから、まず47万円ほど旅費を計上してございます。さらに、県の負担金といたしまして9,400ほど計上してございますが、今回のほ場整備事業は県営でございますので、県の方に北部地区、磯地区、この2地区について負担金を払うということで、設計及び工事等の実施に伴って追加計上しているというものでございます。合わせまして9,500万円ほどの今回ほ場整備の予算の計上ということになってございます。

それでは、予算書14ページをおめぐりいただきまして15ページでございます。15ページの農林水産業費水産業復興推進費でございます。こちら、附属資料6ページもあわせてご覧ください。負担金補助金ということで2,800万円ほど計上してございます。共同利用漁船等整備事業補助金ということで、被災漁業者の支援策というものでございます。附属資料の補正理由をご覧くださいと思いますが、震災された被災漁業者の方々に組織する協同組合に対しまして、国及び県が6分の5の補助をするということを決めました。その補助残の6分の1の一定割合を町の方で単独でかさ上げ補助をするというものでございます。補正の内訳をご覧くださいと思いますが、船舶は補助対象が15隻、漁具につきましては補助対象14経営体ということでございます。補助率でございますが100分の5、5パーセントということで近隣市町村でございます亙理町の補助率とあわせた形でのかさ上げ補助ということになってございます。こちら、補助金といたしまして2,800万円ほどの計上をしているというものでございます。

それでは、その下、商工費でございます。商工復興推進費でございます。附属資料の7ページもあわせてご覧ください。地域間交流拠点活性化事業補助金ということで300万円ほどを計上してございます。昨年度もございましたが、民間企業から復興イベントの財源として指定寄附がございました。それをふれあい産業祭で活用するというので亙理山元商工会に補助金を出すというもので300万円での補助金の計上ということでございます。内訳についてはご覧のとおりとなっております。

それでは、予算書15ページは終わりました16ページにまいりたいと思います。16ページ、あわせまして附属資料8ページもお開きいただければと思います。道路橋梁費の道路新設改良費といたしまして工事請負費1,400万円ほど計上してございます。こちら、附属資料をご覧くださいと思いますが、場所につきましては役場の北東側になるのでしょうか、町道の山下大道南線及び山下耕土中線の道路改良工事でございます。延長はそれぞれ460メートル、274メートルということでございます。こちら、この町道付近に先端技術展開企業の実証ほ場がございます。いちご等の先端技術の実証ほ場がございまして、視察がふえているということから舗装が必要だということで今回、こちら、予算を計上しているというものでございます。

それでは、土木費の住宅費の方にまいります。住宅管理費でございます。附属資料9ページもあわせてご覧いただきたいと思いますが、災害公営住宅の管理事業ということでございまして、第1期地区の山下駅の周辺災害公営住宅の集会所が完成してございます。

そちらの管理運営上必要となります経費を今回予算措置しております。内訳につきましては、消耗品、光熱水費、各種点検の委託料、備品購入費、備品につきましてはカーテンですとか座布団ですとか、集会所の機能で最低限必要なものということで65万円ほど、こちら事務費及び備品購入費を計上しているというものでございます。同じく、土木費でございます。下水道費でございます。10ページ、附属資料は10ページをお開きいただければと思います。下水道復興推進費といたしまして下水道管渠被害調査事業補助金というものを計上してございます。こちら、一旦下水道管の被害状況調査は終わってはいるんですが、その後、新たな場所で管渠の地震被害が判明しているということから、改めて被害調査を行うというもので、一般会計から下水道事業会計へ繰り出すというものでございます。補正内訳、特環区域、農集排区域の延長につきましてはご覧のとおりとなっております。なお、この財源につきましては全額震災復興特別交付税ということになってございます。

それでは、土木費の都市計画費にまいります。こちら16ページの一番下でございます。附属資料で申しますと11ページでございます。津波事業に係る埋蔵文化財発掘調査事業でございます。こちら、新山下駅周辺地区の文化財調査につきまして調査員の確保が都合がついたということから、埋蔵文化財調査を行うものでございます。それに伴います人件費、需用費、役務費、委託料等々を計上してございます。あわせて2,400万円ほどということで、財源につきましては震災復興交付金及び震災復興特別交付税で賄うということでございます。12ページの方にその場所が載ってございますので、あわせてご覧いただければと思いますが、ちょうど役場と新市街地の間に存します山下館跡を今回埋蔵文化財の発掘調査を行うというものでございます。

それでは、続きまして予算書では17ページになります。土木費は終わりました消費費の方にまいります。17ページの消費費でございます。災害対策費といたしまして役務費50万円ほど計上してございます。物資保管用テント撤去手数料ということで、こちらは体育文化センターのテニスコートに2張ほどテントを設置してございますが、そのうち1張を撤去いたしまして、今不足しております子供たちの広場、遊び場を確保するというもので、こちら、役務費の方を計上しているというものでございます。以下、教育費につきまして、これは人件費でございますので17ページ、18ページ上の段は省略させていただきます。

18ページの一番下でございます。社会教育復興推進費でございます。あわせて附属資料の13ページもご覧いただければと思います。需用費、役務費、委託料、賃借料ということで計上してございますが、一貫して説明しています。まず、応急生涯学習施設の整備事業ということで、浅生原の内手の仮設の仮設歯科診療所施設、こちら、無償譲渡を受けましてそれらを若干修繕を行いまして応急的に生涯学習施設、いわゆる公民館の機能を持たせるというものでございます。使用例といたしましてここに書いてございますが夢風船やなかよし会等の子育てサークルの活動拠点として活用するというものを現在想定しているというもので、40万円ほどの需用費を計上しているものでございます。その下でございます。こちら、旧山下第二小学校跡地の整備事業でございます。こちら、この跡地を暫定的に整備いたしまして社会体育施設としてスポーツができるように整備するものでございます。整備概要といたしましては、瓦れきを処理いたしまして山下第二小学校の築山の盛り土を運びまして整地をするということで、こちらの重機

借り上げ料といたしまして38万円ほど計上しているというものでございます。

以上が、教育費でございます。

では、予算書は19ページをお開きいただければと思います。附属資料は14ページになるかと思っております。体育施設費、工事請負費として170万円ほど計上してございます。これは町民プールの跡地の整備事業でございます。JR東日本の職員寮として今利用してございますが、その南側の部分につきまして児童生徒が安全利用可能な広場として暫定的に整備するものでございます。こちら、整備概要は盛り土をいたしまして川砂を敷き固めまして、種子を吹き付けまして飛び出しの防止柵を設けるというような簡易的な、暫定的な整備になってございますが、その費用として170万円を計上しているものでございます。

続きまして災害復旧費にまいります。こちら、文教施設災害復旧費、二つございます。15ページをご覧くださいいただければと思いますが、中央公民館の敷地内ののり面の災害復旧工事、これがまず一つでございます。こちらにつきまして、国の査定がありまして物価上昇等もありまして事業費が増嵩したということから、その不足分を今回増額補正をしているものでございます。財源につきましては国庫補助金と震災復興特交ということになってございます。

続きまして、16ページ、お開きいただければと思います。同じく公立学校施設の災害復旧費でございますが、坂元小学校の防球ネット、こちらは震災ではなく暴風によって被災しました防球ネットの支柱をもとに戻すというものの災害復旧でございます。こちらも災害査定によりまして事業費が増嵩したことから、今回増額補正をするものでございます。内訳につきましてはご覧のとおりとなっております。

それでは、歳出の最後になります。公債費をお開きいただければと思います。17ページになるかと思っております。いわゆる繰上償還でございます。被災した地方公共団体に対して今年度限りの措置といたしまして年利4パーセント以上、利率が高いものの起債の分につきまして旧公庫資金の保証金を免除して、しかも繰上償還を行えるという制度がございましたので、その制度を活用いたしまして地方債の繰上償還を行うというものでございます。今回、繰上償還を行うものについてはご覧のとおり、上水道の出資債、臨時地方道路整備事業ということになってございます。690万円ほど繰上償還をいたしまして、利子の軽減見込み額が約100万円ということでございます。

以上が歳出でございます。

それでは、歳入です。予算書にお戻りいただきまして、歳入は7ページをお開きいただければと思います。歳入につきましては歳出とダブるところもありますので、省略して説明させていただきます。

まず、地方交付税でございます。地方交付税、約4億円ほど計上してございますが、今回は普通交付税、25年度分が確定いたしました。普通交付税1億5,800万円ほど増額ということで、今回9月補正で増額してございます。こちらで約普通交付税は24億円ほどになったということかと思っております。震災復興特交につきましては、先ほどご説明いたしましたほ場整備事業等震災復興交付金事業等に充当するものとして2億5,000万円ほど計上してございます。その下でございます。分担金及び負担金といたしまして、民生費負担金保育所費の負担金現年度分で390万円ほど、こちら減額してございます。こちらは被災者減免ということで、県の方から補助金の交付が決定になって

ということで、23、24に引き続いて被災された方々の保育料を減免するという
ことで今回、こちら負担金の方を減額してございます。その下、国庫支出金でござ
います。先ほどご説明しました二つの文教施設の国庫補助の負担金等が計上され
てございます。その下でございます。県補助金でございまして、介護基盤復興
まちづくり整備事業につきましても、先ほど松村クリニックの件でご説明し
た件でございます。その下が今説明いたしました子育て創生事業費補助金とい
うことで、被災者減免に伴いまして県の方から補助金が出る。補助金の増の
分をこちらの方で計上している、そういう形になってございます。

寄附金でございます。寄附金につきましては、先ほど歳出で説明したとおりの
内容でございますので、省略させていただきます。その下、8ページをお開き
いただければと思います。繰入金でございます。国保、後期高齢、介護保険、
それぞれ一般会計に繰り入れをいただいております。これは24年度の決算に
よりまして精算を行った結果、一般会計の方に戻していただいているという
もので毎年行っているものでございます。特会の3会計についてでございます。
その下でございます。繰入金の基金繰入金でございます。まず、財政調整基
金。先ほど申しましたとおり、繰越金を今回計上してございまして、財政調
整基金の取り崩しをしなくてもよくなったということから5億7,500万円
ほど、こちらを減額してございます。その下、震災復興交付金につきましても、
先ほどご説明いたしました埋蔵文化財等の事業につきましても、充当するため
にこちら、取り崩しているものでございます。その下、繰越金でございます。
先ほども触れましたが、18億円ほど今回繰越金が計上されております。実
質収支の2分の1を決算剰余金とございましたが、その残額といたしまして
ルールに基づいて繰越金を計上しているというものでございます。

雑入につきましても、先ほどご説明いたしました光ケーブルの支障移転工事の
負担金でございます。歳入の最後になりますが、9ページ、災害復旧債でござ
います。こちら、坂小の防球ネットの災害復旧事業につきましては、震災によ
るものではないということで震災復興交付金を打てませんので、災害復旧債、
いわゆる地方債を打ちます。こちら、100万円ほど計上しているというもの
でございます。同じものでございますが、4ページの方でこの起債の内容が書い
てございますので、こちらをあわせてご覧いただければと思います。

地方債の補正ということで追加をしてございます。公立学校施設補助災害復
旧事業でございます。坂小の防球ネットの災害復旧事業でございます。限度額
は100万円、起債の方法は証書借り入れまたは証券発行、利率は3パーセン
ト以内、償還の方法はご覧のとおりということでございます。

以上が議案第86号、4号補正でございます。

引き続きまして、議案第94号もご説明させていただきます。第5号補正で
ございまして、ご覧いただければと思います。こちら、今回の補正の規模で
ございまして、歳入歳出にそれぞれ126万9,000円を追加いたしまして、総
額を543億1,724万5,000円とする補正となっております。

それでは、歳出の方から説明いたします。6ページ、お開きいただければ
と思います。今回の補正は非常にシンプルな形になってございます。総務費の
選挙費でございます。目で言いますと宮城県海区漁業調整委員会委員補欠選
挙でございまして、その選挙に伴

います報酬、職員手当等の人件費、旅費、需用費等の事務費を計上しているものでございます。この補正理由につきましては、海区漁業調整委員の1名の方が辞表を提出されたということで、補欠選挙が行なわれるということが9月9日に決定されたということで、今回追加補正ということで提出させていただきました。なお、選挙につきましては、10月8日告示、10月17日の選挙ということで聞いてございます。

歳入でございます。その上の5ページをお開きいただければと思います。こちら、総務費委託金といたしまして、選挙費委託金約100万円が入ってございます。その他端数につきましては一般財源ということで、基金繰入金18万1,000円ということで財調を取り崩すというものでございます。

以上が94号議案でございます。86号議案とあわせましてよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。10ページの総務費、その中の財産管理費で、先ほど担当の課長の方から説明受けた1,485万5,000円、山元町役場調査の増設リース料、これについて質問をしたいと思います。

先ほどの説明だと人数がふえて庁舎内の仕事が職場が足らなくなったために増設するということですがけれども、今までというか、から見て何人ふえて、その人たちがどういった作業というかどういった担当課に配属になるのか。具体的に、あと実際に増設するリースの平方メートル、一つ一つ聞きたいと思いますので、一つ一つお答えいただいて、そこで質疑をしていきたいと思うので、よろしくをお願いします。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。定員につきましては、詳細は総務課長からになると思いますが、先ほど人件費のご説明でお話しさせていただきましたが、1月1日現在で184名ということでございましたが、8月1日現在で187名、あくまで定数上でございますが、3名の増ということになってございます。私からは以上です。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。ただいまお尋ねの件でございますが、ただいま財政課長の方から概数的な部分についてお話をさせていただいたところでございます。具体の部分で例示をさせていただきますが、本年25年1月1日現在におきましては山元町の職員171名、これに復興関連派遣職員77名、特別職含めて253名であったものが、本年8月1日現在におきましては特別職、山元町職員、とりわけ復興関連の派遣の職員の皆さんが97名と20名ほど増員になっている。加えまして、事業進捗の展開によりまして、例えば東部地区のほ場とかこういった事業に専従的に対応するために本年4月1日組織機構改革などを行って、今日に至っている。こういった場面が今後も想定されるというふうなことがその背景にございますので、あわせて回答させていただきます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今数字については説明いただいたんですけれども、実質的に3名増で全体で253名になるのか、これは。254名、後で答弁していただければ、手話で答弁いただいても困るので、それで、実際に今現在の庁舎で作業というか仕事業務をしていると思うんですけれども、それを今度業務内容がふえるから別に増設してリースの庁舎という形の考え方でいいのかどうかと、あと、実際にどのぐらいの面積を必要とするのか。その辺、今までのこの庁舎の中で実際に人数的にもきちっと作業というか役場の職員として従事していると思うんですけれども、その部分の兼ね合い、どうい

う形で考えていくのか。2点についてお伺いしたいと思います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。ただいま岩佐議員のお尋ねの部分の中で、職員数の捉えの部分でございますが、8月1日現在におきましては274名でございます。あと、庁舎の関係でございますけれども、具体の数字的な部分については財政課長の方から答弁をさせていただきますが、現状における庁舎利用の実態としまして非常に手狭な状況で、書類置きもままならない、加えて来庁された町民の方々の対応に際しましてはカウンターの片隅でというふうなことで、非常に窮屈な思いの中で対応をさせていただいている実態、加えまして業務遂行に当たっての内部調整的な課内打ち合わせ等もままならない現状にあるということをご理解いただければというふうに存じます。私からは以上でございます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。それでは、今回設置いたします仮設庁舎の大まかな大きさでございますが、縦が7.2メートル、横が12.6メートル、面積で言いますと90平方メートルぐらいでございます。その2階建てということぐらいでございますので、そのぐらいの規模ということをご理解いただければと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。90平方メートル、2階建て、1階と2階で90平方メートルという形なのかどうか一つ確認と、あと、もう一つは先ほど農地整備、東部の整備事業、その関連で業務量がふえてそれをその人たちを異動して職員の配置に向けてとそういう観点で今回庁舎90平方メートルの増設ということになるんですね。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。建物の構造につきましては私の方からご説明させていただきます。総2階構造でございますので、1階、2階ともに90平方メートルということをご理解いただければと思います。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。ただいま農業基盤の部分の例示の中でのお話をさせていただいておるところでございますけれども、これは従前の組織と本年度から変わった部分ということの例示でお話をさせていただきました。今後における見込みでございますけれども、津波エリアの関係の町単独助成というふうな部分が遡及対応ということなどを背景としまして、今後それらの受付処理、こういった部分に一定期間そういった被災者の方々を対応するための事務が発生してまいるというようなことでの状況変化がその大きな要因であるというようなことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。要因、あるいは必要な内容についてお伺いしました。ただ、これから人数もどんどんふえていくという形ではないと思うので、きちっとある庁舎を有効に使ったり、あるいは組織の中で有効に仕事ができる体制、そういう部分も考えながら増設をしていくとそういう形が望ましいので、今後もそういった部分できちっと考えながら増設なり、あるいは増員の中での人材配置、きちっと考えていただくように今回の補正の中でお願いしたいということです。町長から答弁いただきます。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的には効率的な事務事業を執行するためには最小限度の経費でというふうなこと、これは基本中の基本でございます。しかし、岩佐議員にぜひご理解いただきたいのは、全国から派遣していただいている職員含めて非常に窮屈なスペースの中で奮闘しているというようなことをぜひご理解を賜りたい。少なくとも復興部門の2階などは本当に息が詰まるような状況でございますし、先ほど総務課長が申し上げましたように、課内での打ち合わせのスペース、あるいは他の市町村なり県国からお越しいただいても場合によってはカウンターで打ち合わせをせざるを得ないというふう

な大変窮屈な思いをしているわけですので、ぜひその辺ご理解を賜りたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。誰も理解しないという話もしていないので、ただ、問題は一般財源で、一般財源でないの、これ、財源的には、一般財源、違うの。そういう形で財源というのも復興交付金で財源が手当てされるにしても、国の税金であるし、あるいは今お話のようにふえているという形であっても効率よく業務遂行していくというのは私は基本だと思うんですよ。ですので、そういったことも考えながら今後対応していくべきだという指摘をしているので、それは当たり前だと思うんですよ。町長がおっしゃるように私は理解していないわけではないので、その辺は十分執行部の方でも増設に際して今お話ししたように組織をどういう形でふやした中で効率よくやれるのか。あるいは施設をどういうふうにしちっと使えるような形で考えていくのか。それも含めて考えてくださいというお話をしているので、その指摘だけをしておきます。

引き続き、次のその財産管理費の下、積立金。この積立金の中の震災復興基金の積立金ということで、ちょっと全体ちょっと聞き漏らした部分もあるんですけども、これは寄附等の形で20数件があったという形でちょっと説明を受けたと思うんですけども、それで寄附等についてこの震災復興基金に入ってしまうと全体の大きな額になってしまって本当に寄附の中で今回の決算の中でもいろいろお聞きして寄附金、震災復興の基金の中に入り込むという形でなかなか全体の中でその寄附してくれた思い、指定寄附であれば思いが伝わるんですけども、なかなか早く復興、あるいは震災の被災した人たちに何とか寄附をしてやりたいという思いをどういう形で町として考えて予算を執行していくかという部分だと思うんですよ。そういった部分で今回の議会のアンケートの中にも震災復興基金の部分が書いてありまして、もう少し被災者に直接配慮できるような形の予算のあり方、それも考えてもらってはどうかというアンケートですけども、そういったアンケートもあったり、あるいは議会の決算の特別委員会の中でもそういった指摘もあるので、具体的にこの金額がまず全体で幾らかと、あと寄附金等で集まった金額がこの中にどのくらいあるのか。それをちょっと示していただければと思います。これの予算も含めて。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。今ご指摘ありました東日本大震災復興基金でございますが、全体を申しますと、全てを申しますと16億円ほど今、今年度末の見込みであるということでございます。その寄附金でございますが、震災復旧・復興関係で約2億7,000万円、教育復旧・復興関連で約2,200万円、こちらが寄附の概要となっております。以上でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今お話ししたように寄附の中身についてはいろいろ考え方があると思うんです。町のこの寄附、復興交付金全体で災害復興交付金全体で使う考え方もある、あるいはこの基金として別に使うあり方もあると思うんですけども、それについてはある程度お聞きしているんですけども、今回もう一回お話を聞ければと思うんですけども。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。この寄附金の充当先でございますが、全国の方々、善意で寄附をいただいているということからしますと、基本的に考えられるのは復旧・復興に資するもの、不特定多数の方々、例えば教育関係であれば学校関連の備品ですとか、一般的なものであれば公民館とかそういったものの施設とか備品とか、そういったもの

いろいろ充当するのが妥当ではないかとは考えられますが、具体的な用途先につきましては今現在検討中ということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。いち早く復旧・復興、あと被災者のためにという寄附金の思いがあると思うので、今検討中ということであっても有効に、今お話のような形で被災者、あるいは被災地のために復旧・復興のためにできるだけ早くこの寄附金、集めてためておくだけではなくきちっとそういう形で伝わるような、思いが伝わるような形で執行するようにいち早く検討すべきだと思いますので、それについてはご指摘を申し上げておきます。

あと、農林水産費の関係で6款の水産業の振興費、これ今回の補正で2,800万円、先ほど担当の方からの説明で船が15で14器具という形の説明あったんですけども、全体で今回の補正も含めてどのぐらい漁船が確保されて、あと漁業者の人たちがそれによって全体で漁業できるような形に今回の補正でなっているのかどうか。あと、予算の中で2,800万円という形なんですけれども、実際に船で全部買うような形で投入するのかどうか。それも含めてお願いします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回、船については39隻ほどあった船がほとんど全滅の状況にあって、寄附をいただいた船等で今回含めて15隻に寄附や何か含めて一応17か18隻ぐらいに復旧できるという状況にあります。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。その船で今回15隻とさっき船に対しての補助で15隻というお話だったんですけども、それが全体で例えば1隻全部買うぐらいの金なのか、例えば修理してそれで充当してそれで今回の予算対応するような形なのか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回の15隻の内訳といたしましては、新造船が13隻、あと中古船で2隻で合わせて15隻になりますので、ほとんどが新造で、あるいは中古でも全てがそろそろという内容になるということでご理解いただければと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。あと、14器具といういろいろな器具あるんですけども、どういったものが挙げられて、総体でどのぐらいの金額なのか教えていただければと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。漁具関係については内訳といたしまして定置網が2経営体、それから刺し網が2経営体、そしてあと残りがホッキ漁のマンガになります。これら含めて全部で14経営体分をそろえるということですが、事業費ベースでいきますと約2,100万円ほどになります。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今回の補正で漁民の皆さんが漁業を営むような形で全体の体制ができたということで捉えていいのかどうか。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。お見込みのとおりで、今共同船ということで、あるいは共同の利用ということで購入いたしますけれども、15経営体については全てそろってそれで操業できるという状況になるということでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。そうすると、一応船と器具はそろって漁業ができる体制にはある。ただ、隣の県の大きな原発の関係の中で漁業全体の再開とかあと見通しとかという形では、例えばいろいろ魚の品目によっては違うと思うんですけども、その辺の方向性はどうなっているのか。すっかりそろって体制はできておると思うんですけども、今お話聞くと。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。一番の問題については原発の問題もございしますが、どち

らかという瓦れきの部分が非常に大きく原因としてあって、なかなか操業できないという部分がホッキ漁であります。それ以外としては、サケ漁、それから鮮魚関係というのがありますが、サケ漁については定置網関係については去年も行っておりますし、ことしも従来どおり実施できるということで、これは見込みが立つ。ただ、鮮魚関係が今ご質問にありましたように、一部放射能の関係で風評被害も含めて厳しいという状況にあります。主たるものとしてのサケ漁については従来どおりの復旧になる。ただ、ホッキ漁については瓦れきの関係で一部にことしは試験操業しておりますけれども、割合的には全体の中で1割弱という復旧状況かなというふうに思います。ですので、瓦れきを操業できるところをある程度集中して今取っていただくというような対応をさせていただいている状況にあります。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。その下の土木費、道路新設改良費。これについては先ほど説明の中で先進技術先端技術の視察が多くて道路改良するという形で説明を受けたんですけども、1,460万円、これについてどのぐらいの視察があって、あと全体の優先順位の中でどういう、補正でやるというのは緊急性があったりするという形の考え方が出てくると思うんですけども、急にふえたのか。あるいは全体の中での考え方なのか。担当の方から説明をいただきたいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。今回の補正に提案させていただいております路線等につきましては、現在砂利等になっており、道路の損傷が激しいという状況にあります。視察等につきましては、年に平均しますと10件近く来ておるかと思っております。それから優先順位に関しましては今後災害復旧で予算化して復旧しております路線等を優先的に現在施工しており、こちらをあわせて今後施工してまいりますので、現在の補正予算を計上したところでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今回補正予算で通ったというのはよほど緊急性があるということがまず一つと、あと一般財源を充当する中で優先順位もあるということだと思っております。今の話聞くと本当だかどうかわからないけれども、年間10件程度の視察で、それが一つの補正の理由になるという形で考えると、通常その程度だったら視察もそうだしあと従来の農道なども随分傷んでいるところもあるんですよ。それを考えると補正予算で対応すべきなのかどうか。あるいは当初予算で検討しながら優先順位決めてやる必要があったのかと思うんですけども、その辺についてどうなのか。今話を聞く限りちょっと優先順位、あるいは財源の内訳から見てもちょっと疑問が残るので。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。お尋ねのこの町道の整備の関係でございますけれども、先ほど担当課長からも申し上げましたとおり、まとまったイチゴ生産施設の先端技術展開事業立証ほ場ということで、農水省の施設というふうなことでございまして、本年度に入って大分視察もふえてきておりますし、今後具体的実証実験の成果が確認できればできるほど内外からの視察が相当数見込まれるというようなことでございます。それもバスでお越しになる機会も多いというふうなことでございまして、大分未舗装のために道路の損傷、維持管理が大変な状況にあるものですから、今後も見据えた中で年度の途中ではございますけれども、必要な整備をして対応していきたいというふうなことでございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。誰も整備してだめだなんて言っていないんで。ただ、今この提案理由の中で事業内容の説明の附属資料の中で視察が増えていて道路の維持管理が大変

だということで、視察どのぐらいだと聞いたら10件程度という話だし、あと具体的に予算で交通量の関係とかあと財源的な部分を考えたら、一般財源で投入するということになると優先順位もきちっと考えながらやるべきだというお話をしているので、その辺の答えが全然出てきていないということなのでお聞きしているんですよ。担当課長からまず聞いて、あと最終的に町長やっていいんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。現在災害復旧事業で行っております補助対象路線を最優先に施工してまいりましたが、それ以外で町内各所におきまして損傷している場所も出てきております。交通量が多いところが特に顕著でございます。そういったところを考えまして、こちらもち早く施工していかなければならないというところから今回提案させていただいております。

議長（阿部 均君）優先順位の考え方について。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今まちづくり課長申しましたように、災害復旧関係については下水道の整備の前後関係もありますけれども、基本的には町道関係については年度内での復旧が一応終わるというようなことでございますので、あとは主な町道の利用の実態を踏まえて必要な箇所から順次整備をしていきたいというふうに考えております。

そういう中で、これは国の施設で内外からの視察も今後相当数ふえるというようなことが想定されますので、そういう受け入れをスムーズな形でしてまいりたいというふうなことでございます。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）まちづくり整備課長より答弁の修正の申し入れがありますので、許可しております。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。お時間をいただいて申しわけございませんでした。

先ほど、報告の中で10件というお話をいたしました。年ではなく月の件数でございます。マイクロバスや大型バスでの利用が多く、現地は視察のコースともなっております。現場がほこり等が無い上がり、稲作等への影響も懸念されますことから、今回提案しております。よろしくお願い申し上げます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。月10件であっても本当に交通量の先ほど課長が言った緊急性、優先順位、それから見てどうなのかという疑問は間違いなく残りますけれども、ただ、今後の対応として補正予算で組む以上は基本の緊急性が本当にあるのかどうかという観点、また、あと一般財源でやる以上は全体の優先順位、それをきちっと考えながら道路整備に当たる。それが私は基本だと思いますので、それをきちっとやるように今後ともお願いをしたいということで、町長に最後。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ちょっと利用関係の説明、足りない点がありました。申しわけございません。担当課長からも申しあげましたように、大型での視察があるというふうなことで、ご案内のとおり町道とはいえ路盤状態が決していいあれではなく、耕作者の

方々にも相当ご迷惑もおかけもしているというふうな状況もあるわけでございますので、基本的なところをご理解いただきたいということと、ご指摘のありました道路のみならず、予算の優先順位、これをしっかりと見定めながら財政運営をやってまいりたいというふうに思いますので、よろしくご理解いただきたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

1番（青田和夫君）はい、議長。16ページの1目の土木費の先ほどの説明で集会所を改装して事務用品等々を入れて機能させる。その辺をちょっと聞き漏らした点がありましたので再度お伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。今回の住宅管理費での補正予算でございますが、住宅に使用いたします消耗品等……。失礼いたしました。災害公営住宅の集会所の必要となります消耗品、例えば清掃用具とかトイレットペーパー、あるいは洗剤とかそういうものを計上いたします。それから光熱水費でございますが、こちらは電気料、ガス料金、上下水道料金等でございます。それから消防設備点検委託料、合わせまして備品購入費でございますが、これは清掃用具、収納庫やげた箱、あるいはカーテン、座布団といったものでございます。以上でございます。

1番（青田和夫君）はい、議長。今説明聞いて理解したんですけれども、そこでお伺いしたいのが今回の大雨であそこのところの農集排のところ吸い込みが悪くてあふれて道路まで来ていた。または、この施設のところの雨水が道路上まで滝のように流れていた。そういうところにこういう集会所はいんですけれども、その前にやるのが排水施設の中の例えば今回初めてわかったんですけれども、道路にあふれていて2、3の人たちとちょっと声をかけてあそこのところあふれているからどうなんだろうといたら、土管が詰まっていた。土管が詰まっていて、その土管の中に何が入っているんだ。胴長で入っていった。胸まで入ってロープ等を引っ張り出しました。引っ張り出したら危険区域の杭と鉄骨、県のものがありましたよね。ロープが張って入れないようにしている。子供たちが入れない。それが土管の中に入っていた。そのために水が流れなかった。そこでこういう集会所があるのであれば大雨のときにも使用できるようにその辺の整備もきちんとやったらどうなのか。その辺をお伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。本集会所の予算につきましては新山下駅周辺地区の災害公営住宅に係る備品等でございます。議員さんご指摘の場所等につきまして今後調査をしてまいりたいと思います。

1番（青田和夫君）はい、議長。新山下駅はいいんです。どこでもみんな仮設のもので話しているんだからその辺のところをきちんとやってもらって常備、使えるようにしていただければと意味で聞いたわけなんです。ということは、例えば新山下駅、または東電、またはグラウンド等坂中跡地とかいろいろなところの排水対策があるわけですよね。その中で土管の中にいろいろな形で例えばバケツが入っていたりあとは流木が入っていたり流れなくて道路上にあふれてきている。そこも目配り気配りが必要なのではないかとそういう意味でお伺いしました。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ご指摘の構造物等の中に流木等入っている可能性もございますので、現地を点検の上維持管理してまいります。よろしくお願いたします。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい、議長。16ページの土木費です。下水道環境被害調査業務事業補助金2,762万円。附属説明書の10ページにありますけれども、この中身は特管区域が実に55キロメートル、農集排が16キロメートルに及ぶということで、当初ではわからなかった。判明しなかったということなんでしょうけれども、これは全体として区域内のどれぐらいの広さに及ぶものなのか。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。東日本大震災において下水管が結構損傷を受けております。その調査は23年3月28,29日に実施しております。その後、たび重なる余震によりまして結構下水管が損傷しておりましたので、その調査を行うものでございます。下水管の総延長でございますが、両方合わせますと現在92キロメートルありますが、災害復旧で行っているのが14キロメートル、残りの71キロメートルについて下水管のマンホールをあけてそこに滞水があるかどうか、それを調査するものでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。7ページの震災復興特別交付税の増についてお伺いします。今回のこの2億5,700万円についてはその全ての使途が今回の補正の中での対応ということになっているのかどうかお伺いいたします。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。原則といたしましては今回の補正分の対応ではございますが、仮設庁舎のリース料につきましては1年分を計上しているというような、精算の概念がございますので、その分で多く来ているというものもございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。基本的には今回の補正の中での対応というふうに受け止めました。

次に、8ページの財調の基金取り崩し減と今回9月ということでいろいろ金の出入りがあったようですが、それから前年度の繰り越し見込み額18億円等々と、あと今回取り崩し、その上の取り崩し減、財調の取り崩し減5億円、とりあえずこの時点で財調の残高というのは幾らか。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。この時点でと申しますと、決算を打ちまして、今回の補正をしたという段階ですと単純に申せば実質収支が36億円出ていますので、それがそのまま財調に乗っかっています。それで、まだ精算をしていない震災復興特交分がございましたので、合わせますと大体60億円というほどでございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そこは最終的に聞くかと思っていたんだけど、順番がある。現在は最終的に今現在では一般会計の方の財政調整基金は60億円あるということ。いろいろ出入りしてこの60億円が最終的に年度末でさらにいろいろ出入りしてということになると思うんですけども、当初27億円で出発しているの、平成25年度はそしてこの年度間にいろいろ出し入れして、しかしながら今回はこの9月時点で平成24年度の14億円というのが大きくぼこんと入ってきてそこで大きく膨れ上がって、今現在で60億円。けれども、最終的にまだ年度末にまだそれを聞く。今後のあと半年残っているわけですが、この予定されている取り崩し額というのはどのぐらいのものか。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。震災復興特別交付税の精算がどのぐらいになるかというのは、事業がどれぐらい進捗するかということにもよってきますので、あくまでも大幅な、今時点の大まかな推計でございますが、60億円のうち恐らく40億円近くは精算

という形で財調から消えるのではないかと今のところ見込んでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。毎年毎年動きがあるわけですが、今の時点では20億円最終的に年度末、ただまた25年度の繰り越しというのがもうその時点で見えてくるとその辺がまだどのぐらい膨れ上がるかというのはわからない。しかしながら、今現在は60億円あって最終的に20億円、逆に言うと20億円はいろいろ緊急な場合とかいろいろな場面で対応できる金であるということによろしいんですよ。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。20億円が自由に使えるかということに関しましては、当然震災復興交付金事業がまだ終わっていない分の概算交付額、つまり25年度末で精算していない分も25年度末の残高には含まれていると考えますと、20億円全額を自由に使えるということは、今の時点では言えないというところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。これもいろいろ会計にも入れることなんですけれども、そちらこの安全運転というかということでの金の使い方ということはあると思うんですけれども、先ほど来もありました基金関係の部分とか今日の前で非常に困っている方々がいるという現実もあるんです。その金の使い方、昔赤字で決算でいいのか黒字決算がいいのかというそんな議論もあったように思うんですが、名誉の黒字か名誉の赤字か何の赤字か黒字かという目の前にいるしかも通常と違って本当にどこに行っても困っている方々がいるという現実もある。そのときそういう状況の中での金の使い方というものももっと今後毎日毎日考えていかなければならない大きな課題だと思うんですけれども、そういう金の使い方、税金の使い方というものをに真剣にということとまた反論くるかもわからないし、今でも真剣にやっているんだということなんでしょうけれども、さらなる真剣さでもってこの金の使い方というものを考えていかなければならないというふうに考えるわけですが、町長にその辺の考え方でいいです。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに、財政運営をしていく中で、当面、まさに今を生きる我々のためにどういうふうに財源を配分するかという部分、これも大切なことでございますし、そしてまた、これまで借金、起債で相当カバーしてきて毎年6億円、7億円前後の借金を返済をしていかなければならないという、この辺の調整を、その前のあれとしては新たな財政出動というふうなことも想定されますので、その辺の前後関係、バランスをよく見きわめながら、遠藤議員ご指摘のような財政運営をさらにしっかりとしてみたいというふうに考えます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。さっき言い忘れたので、有効に使う。使わなければならないところには使うべきだというふうに指摘しておきます。といいますのは、通常でも50億円、60億円の世界でもでの基金高というのは5億円、6億円そういう世界だったんです。通常。そういうことも踏まえながらこの金の使い方本当に必要などころには積極的に使うべきだということを指摘して終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第86号平成25年度山元町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第94号平成25年度山元町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第4. 議案第87号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第87号平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は歳入歳出それぞれに1,701万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億9,454万4,000円とするものでございます。

初めに、6ページの方をお開きください。歳出の説明になります。1款総務費1項1目の一般管理費につきましては、人件費の組み替え及び平成24年度の決算に伴います一般会計繰出金233万円を措置するものでございます。2款1項の療養給付費及び2項高額療養費につきましては、交付金の額確定に伴いまして財源内訳を変更するものでございます。3項後期高齢者支援金等、それから4項前期高齢者納付金及び6款の介護納付金につきましては、支援金、納付金の額確定に伴いまして既定予算の増減を行うものでございます。8款保険事業費1項1目特定健康診査等事業費につきましては、被災者健康支援事業補助金の内示を受けたことによりまして財源内訳を変更するものでございます。

11款諸支出金1項3目償還金につきましては、24年度補助金の精査に伴いまして返還金、総額で223万5,000円を措置するものでございます。同じく4目の療養給付費等交付金返還金につきましては、24年度交付金の実績確定に伴いまして3,340万8,000円を措置するものでございます。

失礼しました。額を間違いました。欄を間違いました。3,117万3,000円を措置するものでございます。8ページになります。

それでは、歳入の方の説明をさせていただきますので、5ページをお開きいただきたいと思っております。5款前期高齢者交付金につきましては、概算により交付決定されておりました交付金の額確定によりまして1億886万円の減額を行うものでございます。6款2項の県補助金でございます。補助事業の内示に伴いまして120万9,000円を措置するものです。続いて、9款1項1目基金繰入金につきましては、歳出に見合う財

源調整のために3, 207万9, 000円の基金取り崩しを行うものでございます。同じく2項、一般会計繰入金につきましては人件費等の減になります。10款繰越金につきましては、24年度決算に伴いまして9, 396万9, 000円を追加するものでございます。

以上、議案第87号についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。今の5ページの前期高齢者交付金についてなんですが、1億886万円の減ということで、今の説明によれば概算により計上していたのが決定というか確定によってというような説明だったんですが、5億円に対して1億円の減というように私は、そのそもそもその概算とはどちらでそのこの5億円という数字を出すのか。向こうでその向こうの方で交付よこすほうで数字を上げてこちらに25年度についてはあなたの方に5億円やるからというようなことでこちらで予算立てするのか。その辺の経緯についてお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。議員のお見込みのとおりでございまして、一定のお示しというふうなものがございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。一定の示しがある。しかし、一定の示しが向こうの方からある、向こうの方でそれを決めるためにはこちらの方の資料というかそういうに基づいてこういった額というのはもし向こうの方からよこすのであればそういうことなのではないか。何が言いたいのか。余りにもこの違い過ぎるのではないか。そういうことが当初に大きくボンと乗せることによって当初に乗せたことによって逆か、まあいいわ。その辺についてはいいです。ただ、この瞬間的にこの部分、この数字の流れだけを見ればちょっとこの当初の見込みに大きな違いがあったのではないかとということ指摘のその辺に疑問を持つものなんですが、その辺についての答弁をお願いします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。この概算の計算の仕方というふうなことになるかと思えますけれども、こちらの概算につきましては、実は2年前の被保険者数とか、療養費等のシミュレーションを行ってということになります。ベースが2年前ということもございまして、その辺の関係でちょっと開きが出るということになります。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると2年前というと被災したときということになるからそういうこともあるのかと思いますが、であるならば当然その辺も見込まれた形で出されてもいいのではないかとというふうに思うんですが、といいますのは当初にこういう数字を出されると相当全体が狂ってしまう。そのことによってどういう影響が出てくるかということがあるんですが、こういうこの当初の予算計上立て方というのにはもっとこのとりわけこの国保会計というのはこの微妙といいますか直接その被保険者につながる問題でも保険料、保険税に国保税につながる問題でもあるということからそうしたもう当初の予算立てというのは慎重に行わなければならないのではないかとというふうに考えての疑問なんですが、この結果、こういうこの結果、結局今回はあの繰越額が前年度の繰り替え9, 000万円あって、だから3, 000万円の取り崩しで済んだわけですけども、これがあと年度末になってまたどう変わるかという疑問は残るわけですが、その辺の予算計上確立する場合にはつくる場合には慎重に進めていかなければならないと

いう今回はそれを指摘するだけにしておきます。

次に、その下です。保険給付費、歳出の6ページ。この9,700万円の財源内訳、先ほどもしかすると説明したのかもわかりませんが、私ほかのところ見てちょっとその説明を聞いてもしそういう説明があればそういうことであったということで改めてお伺いするわけですが、この理由についてお伺いします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。こちらも概算等を出してやっているわけでございますけれども、額が確定したということによりまして一般財源であったものを交付金、あるいは給付金という形で振りかえさせていただいたというような部分でございます。概算の部分と、それから実際の確定額という部分につきましては多少の変動があるという文法でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっとちょっとちょっと今の説明では理解不能なんです、これは結局今言ったその前期高齢者の交付金の減との関係ということで捉えていいのかどうかを確認します。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。関係します。お見込みのとおりでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。結局こういうところに影響してくるその当初の予算がしっかりしていないことによって正確でないことによってきょうはさらにその一般財源での対応しなければならなくなる。こういう結果になって結果その分この期間中は財調の取り崩しで対応する。そうするとまたその期間中は年度中ですか。だんだん基金が表面的には少なくなって大変だ大変だということだけが残ってしまうということになるかと思えます。そういう何を言いたいか。そういう数字を見れば被保険者の不安をあおるといいますかまた値上げになるのつながるのかどうかとか大変だ大変だ。そういうふうところにもつながるということも考えられますので、こうしたこの予算の流れといいますか組み立て方につきましてはこれまた慎重に対応すべきであるというふうに思いますが、この辺について町長どのようにお考えになる方々お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。国保における財政運営ということですがけれども、国保に限らず、先ほども議員からご指摘のとおり、一般会計も含めて基本的にはより慎重な、より精査した形の収支の組み立てというふうなことが基本になるというふうには理解しているところでございます。

あとは、国保であれば町単独でない、いわゆる国保連合会との関係の中で必要な給付なり交付金というふうなこと、そしてまた先ほど担当課長が申しあげましたように、一定のルールに基づいて、2年前のベースを置きながらの予算の変動というふうなこともございますので、その辺も加味しつつ、議員ご指摘のような形でのより精査した財政運営に留意していきたいというふうに考えます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。国保について限って言うならば、この3年間このことについてはずっと求めてきた経緯がありますが、結果、年度途中ではかなり厳しくなるその取り崩しがどんどんとされてその時点では年度末にもこのぐらいしかないとというようなことが言われているんですが、結果結局今数値を上げてもどの程度のものかとなるんですが、2億円前後の余り金を使ってそれを基金に半分は基金にやる。毎年度その繰り返しの数字を見れば数字の流れを見ればもうそういうふうになっているんです。常に年度当初は高額な基金を抱えてそこからまた高額なそうか取り崩して年度当初充ててやっているわけですが、今のような形で何を言いたいかといいますと非常に雑なあるいはアバ

ウトなといいますかそういう最初からのこの結果、表現難しいんですが全体として余るような形で債務余るような形で終わっていると当初は厳しい状況が確かに数値的にあるんですが、最後は結局、当初、当初この大変なんだからということで本来ならば何回もしつこいようだけれども国保については本来ならばもっと下げられるのではないかなという状況がありながら当初のその数値だけを見ると大変だというようなことでこっちもそのその数値でそのその時点での数値だけ見れば仕方ないんだというようなことでそういうなあれを認めてしまうというようなことそれがもうここ数年来続いています。数字ちゃんと整理して確認してもらえば10款できると思うんですが、そういうことでもありますのでそういうことがありますのでこの国保税についてはさらにさらなる真剣な検討を図って取り組んでいただきたいということを指摘してこの質問には終わります。

議長（阿部 均君）答弁は要らない。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第87号平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩いたします。再開は1時いたします。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

農業基盤整備推進室長渡邊武光君から午後の会議を欠席する旨の届け出があります。

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第88号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第88号平成25年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は歳入歳出の予算のそれぞれに298万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,400万2,000円とするものでございます。

初めに6ページをお開きください。歳出の方の説明になります。3款諸支出金2項繰

出金につきまして平成24年度決算に伴いまして一般会計への繰出金として298万円を措置するものでございます。

続いて5ページをご覧ください。歳入になります。4款繰越金につきまして、歳出に見合う財源として平成24年度決算に伴います繰越金298万円をもって充当するものでございます。

以上、議案第88号についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第88号平成25年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第6. 議案第89号を議題とします。

本案について説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。それでは、議案第89号平成25年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は歳入歳出のそれぞれに5,729万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億2,681万6,000円とするものでございます。

説明に入ります。それでは、初めに7ページの方をお開きください。歳出の方の説明になります。1款総務費、それから3款の地域支援事業費につきましては人事異動に伴います人件費の増減を行うものでございます。8ページの第5款諸支出金1項繰出金につきましては、平成24年度決算に伴い一般会計繰出金として3,096万3,000円を措置するものでございます。同じく2項償還金及び還付金2,619万7,000円につきましては、平成24年度国県等補助金交付金の精算に伴いまして返還金を措置するものでございます。

続いて5ページをご覧ください。歳入側の説明になります。3款国庫支出金、それから4款支払い基金交付金、5款県支出金につきましては、人事異動に伴う人件費相当分の交付金の増減額を措置するものでございます。7款繰入金1項1目基金繰入金につきましては、財減調整としまして介護保険基金積立金の取り崩し増2,701万7,000円をもって対応するものでございます。同じく2目の一般会計繰入金につきましては、

人件費の組み替えによる増というふうなことになります。8款繰入金につきましては、平成24年度決算に伴いまして繰越金として3,015万2,000円を措置するものでございます。

以上、議案第89号についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第89号平成25年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第7. 議案第90号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。それでは、議案第90号平成25年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに、1、2ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出について申し上げます。1款水道事業費1項営業費用は人件費の調整で、20万1,000円を減額するものであります。資本的収入及び支出の支出について申し上げます。1款資本的支出1項建設改良費は人件費の調整27万8,000円を増額するものです。2項企業債償還金につきましては、旧公営企業金融公庫から借り入れた年利4パーセント以上の企業債の保証金免除繰上償還金として1,335万9,000円を増額するものであります。

収入について申し上げます。企業債償還の財源としまして、1款資本的収入1項企業債特定被災地方公共団体借換債として1,320万円を増額するものであります。

最初のページにお戻り願います。第2条、予算第3条に定めた収益的支出を次のとおり補正する。支出第1款水道事業費20万1,000円を減額し、総額3億6,019万1,000円とするものです。第3条、予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,750万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金を調整し補填財源として予定額を次のとおり補正するものであります。収入1款資本的収入1,320万円を増額し、総額7億6,199万9,000円に支出第1款資本的支出1,363万7,000円を増額し総額8億9,950万2,000円とするものです。第4条、予算第5条中特定被災地方公共団体借換債を記載のとおり改めるものでございま

す。第5条、予算第8条に定めた職員給与費の金額を記載のように改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第90号平成25年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第8. 議案第91号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第91号平成25年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

初めに1, 2ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出について申し上げます。1款下水道事業費1項営業費用は、被災したマンホールポンプの仮設配電盤を災害復旧工事で非常用通報装置付の配電盤に取りかえるため、電気料などで48万7, 000円を増額するものであります。次に資本的収入及び支出の支出について申し上げます。1款資本的支出1項建設改良費は下水道認可区域内で新たに下水道に接続するための取り付け管工事費1, 500万円を増額するものであります。施設整備費の委託料につきましても、災害復旧工事の進捗により新たな場所で震災の余震により管内に滞水が見られるので調査費など及びJR移設工事に伴う下水管移設委託料3, 550万円を措置するものであります。補償費につきましても、下水道災害復旧工事に伴い住宅周辺での工事施工に起因した損害が発生した場合の補償費を増額するものであります。

2項企業債につきましても、水道会計同様、旧地方公営企業金融公庫から借り入れた年利4パーセント以上の企業債の保証金免除繰上償還金5, 883万5, 000円を増額するものであります

収入について申し上げます。支出に見合う財源としまして、1款資本的収入1項企業債管渠調査の災害復旧事業債特定被災地方公共団体借換債など、6, 290万円を増額するものであります。2項工事負担金につきましても、JR移設に伴う工事負担金として300万円を増額するものであります。3項出資金下水道管渠調査費として繰り出し基準に基づく一般会計からの出資金2, 762万5, 000円を増額するものであります

す。

最初のページにお戻り願います。第2条、予算第3条に定めた収益的支出を次のとおり補正する。支出第1款下水道事業費48万7,000円を増額し、総額6億2,201万8,000円とするものです。第3条、予算第4条中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億8,580万7,000円は当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を調整し、補填財源として予定額を次のとおり補正するものであります。収入第1款資本的収入9,352万5,000円増額し、総額13億8,342万7,000円とするものであります。支出第1款資本的支出1億1,350万6,000円を増額し、総額17億6,923万4,000円とするものであります。第4条、予算第6条中特定被災地方公共団体借換債を記載のとおり改めるものでございます。

次のページをお開き願います。第5条、予算第9条に定めた職員給与費の金額を記載のとおり改めるものでございます。第6条、予算第10条に定めた他会計繰り入れに次の一語を加えるものであります。

以上、よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第91号平成25年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第9. 議案第92号、日程第10. 議案第93号を一括議題とします。本案について説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第92号平成25年度産振農復請3号山元町乾燥調整施設建設工事（1工区）請負契約の締結について、それから議案第93号平成25年度産振農復請4号山元町乾燥調整施設建設工事（2工区）請負契約の締結について、一括でご説明申し上げます。

お手元の、まず配布資料No.6をご覧くださいと思います。提案理由でございますけれども、東日本大震災による被災農家の水田農業再生等を図るため、乾燥調整施設の建設工事を行うに当たりまして地方自治法の規定により議会の議決を要するため提案するものであります。

まず、1 契約の目的につきましてはこの記載のとおり今申し上げた工事名であります。2 番といたしまして契約の方法でございますが、条件付一般競争入札でございます。入札参加業者数は3 社でございますが、ここに記載の3 社でございます。次に3 番、契約金額でございますが、一金8, 242万5, 000円、消費税含む額でございます。落札率は90.65パーセントであります。4 契約の相手方でございますが、亙理町荒浜の株式会社阿部工務店であります。5 工事の場所でございますが、山元町山寺地内ほか3 か所でございます。それから、6 工事の概要でございますが、まず1 番として敷地造成工が3 か所、全造成面積が2, 604平方メートルでございますが、それぞれ3 か所の造成面積がここに記載のとおりでございます。

2 として、施設建設工であります。鉄骨造りの平屋建てで3 棟でございますが、それぞれ同じ大きさであります。231平方メートルであります。したがって、延べ床面積が693平方メートルとなります。3 電気設備工であります。これは一式3 棟でございます。7 工期でございますけれども、契約の日から平成26年2月14日までという工期であります。

次のページお開きいただきますと、3 か所の場所の位置図を明示しておりますが、1 か所は花釜でございます。これは花釜牛橋線の前にというか東北食産さんがあったところから東に下って踏切、JRの踏切の手前のところであり。それからもう1 か所が南に行きましてこれも花釜ですけれども、早坂商店さんから下がって行ってJRの踏切を渡ってすぐのところでございます。それからもう1 か所が合戦原の諏訪原地内になりますが、宮城病院から東に行く道路を南に戸花の方に下がっていくところにあり、1 か所あります。

次のページでありますけれども、建物の概要であります。長さが21メートルに幅といますか奥行きが11メートルでございます。前の全面の高さが8.95、後ろの高さが8.2ということで、前面に明り取りの窓とそれからシャッターがそれぞれ二つございます。イメージ、完成のイメージ図が上にお示ししたようなものになります。次のページでございますが、平面と乾燥機の内部の機械配置図でございますけれども、このようにシャッターの幅の広いほうからトラックで入って荷受ホッパー、乾燥、放冷、粗選、そしてみすり、そして計量をして隣の部屋の製品置き場のところでトンパックにしてフォークリフトで運び込む、運び出すというような配置でございます。これについては以前に議決をいただいた一式の乾燥調整施設の大きさをもって設計をさせていただきます。

次に、配布資料のNo.7でございます。1 番の契約の目的は先ほども申し上げましたように2 工区ということで工事名、この記載のとおりであります。2 契約の方法ですが、これも同じように条件付一般競争入札であります。入札参加業者数は2 社であります。記載のとおりでございます。3 契約金額であります。1 金8, 757万円、消費税を含む額であります。落札率は93.76パーセントであります。4 契約の相手方であります。柴田郡村田町の株式会社今野建設であります。5 工事の場所であります。山元町坂元地内ということで、3 か所になります。6 工事の概要であります。1 敷地造成工が3 か所、全造成面積が2, 244平方メートル、1 か所ごとの造成面積がここに記載のとおりであります。2 番といたしまして、施設の建設工、これも鉄骨造の平屋建てで、1 工区と同じように231平方メートルの3 棟になります。延べ床面積が6

93平方メートル、それぞれして3番電気工が一式、3棟分になります。7の工期もこれも1工区と同じように来年の26年2月14日までということでございます。

次のページをお開きいただきますと、位置図でございますが、まず1か所は中浜の新浜原のところに1か所、それから磯地区の真加串とあと磯浜地内ということでございます。これについては磯の間野目モータースさんがあるところと、それから磯の水神社にもと行く踏切から西にちょっと上ったところでありまして、以上、3か所でありまして。

続きまして、建物の概要でございますが、これは先ほどご説明したのと同じように21メートルの11メートルで、高さも8.95と8.2でございます。次のページの配置図も同じ21メートルの11メートルのものということで、同じ鉄骨造のものを3棟建設する内容でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。この施設の能力というか1日どのぐらいの、例えばコンバインから乾燥機に入って出るまでにどのぐらいの数量を平均的に出荷することができるのか。乾燥機の能力とかあとみすり機の能力もあるので、その辺がちゃんと勘案された形の施設なのかどうかお聞きをしたいと思っております。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。乾燥機、それから放冷、それから粗選機、もみすり一式でございますけれども、一式の処理量が90石でありますので、1日当たり1万6,000リットルということで能力的にはそういった内容でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。言ったのは多分乾燥機の石数での話だと思うんですけども、今私がお話ししたのは、例えば乾燥機にどのぐらい入って、あと後ろの放冷タンク、これは多分貯タンという形だと思うんですけども、それにどのぐらい入って、そしてみすりがどのぐらいの能力があるのか。何でかという、この施設そのものが貯タンと乾燥機ともみすり機とバランスいい形の能力でないと処理能力がきちっと加味されない。なぜかという、どうしても稲刈りをしてその稲刈りをしたものを乾燥機にかけてそれであともみすりをして、何日もためられないという形のコンバインで稲を刈って、そしてそれを上手に流していかないとだめだということあるので、一つ一つのある程度能力が整合性がとれていないとせつかくつくった施設でも能力が生かされないという部分が出てくるので、今どのぐらいの能力かお話を聞いたわけです。

特に、もみすり機械とあとこの乾燥機なりこの保冷タンク、そのある程度の大きさだったりあるいはもみすり機械の処理能力、それがきちっと連携とれていないとうまくないということです。ですから、その一つ一つの能力がうまくきちっと対応できているのかどうかをお聞きします。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。1日に2町歩から2.5町歩ぐらいを処理できる能力で一応バランスがとれているというようなことでご理解いただければと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今お話ししたようにもみすり機の一つ聞くけどもみすり機のどのぐらいの能力があるのか。それ教えていただきたいのと、その能力の中で1時間当たりどのぐらいの処理能力なのか。それによって今お話ししたように乾燥機の石数とのきちっと整合性がとれていないと1日当たり2町5反と言ってもそれが本当にきちっとで

きるのかどうか。せっかくつくった施設ですので連携とれるような施設がないとせっかくお金をかけてやるという形につながっていかないと思うんですから、それ教えていただければある程度連携がとれているんだという形で見られるんですけれども。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。ただいまのご質問では、今手元の資料ございませんので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

議長（阿部 均君） 暫時休憩といたします。

午後 1 時 3 0 分 休 憩

午後 1 時 4 4 分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）10番岩 佐隆君、今岩佐さんの質問の件でございますが、議題外という部分がございます。乾燥機等の部分については前にご可決をいただいておりますので、その辺を留意しながらご質問をお願いいたします。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。面積にかかわってくる問題なのでお聞きしたんです。全然関係ないので、施設の面積が693平方メートル。その面積が妥当だったのか施設にその中の能力とあわせてあるのでお聞きしたんです。それはご理解いただけたらと思うだけ、議長は実際にやっているから。それでそれについて議題外だというお話なんだけれども、実際時代がえでも何でもなくて、施設の面積が全体でどのぐらいなので今回の議案として出ている施設、それに本当に妥当かどうかという部分をちょっと質疑をしたわけです。それででは別な話に移りますと、造成面積が678、719、847とこういう形で面積が造成面積違って、あと延べ床面積が693なんですけれども、これは前に現地として造成した部分があって、あと増設するような工事で考えてこういう全体の面積のこの2、244平方メートルという形になったのかどうかと、あと延べ床面積で施設建設工の面積が全体で693なんですけれども、これは3棟ということですから1棟231平方メートルになるのか。これで、今お話したように延べ床面積と造成面積、あるいは各この1から3、あるいはあとの坂元工区の面積が違っているんですけれども、その辺は現地の状況によって違っておったのかどうか。それについてお答えいただきたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。まず、それぞれの面積が違うのはそれぞれこの施設を置く敷地を借りて建設するわけなんですけれども、それぞれの借りている敷地の大きさがこのように違っているということでご理解いただければと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。借りている面積が違うからということなんですけれども、造成今回の事業の中で造成の面積という形であるんですけれども、それは借りている面積の中で造成をするという形で今事業に乗せるような形だったのか。最初から造成したものに建物だけという形で考えていいのか。今事業で今回説明あったように、実際にある程度の面積があって建物建てて、その面積が全体で693平方メートルという形になるのかどうか。その辺、ちょっとわかりにくいので教えていただければ。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。今回については、敷地については碎石等で盛り土をして、なお基礎についてそれぞれ何本か基礎があるんですが、地盤が弱いために置きかえだっ

たり柱状改良というセメントを混ぜて改良をするというようなことであります。その関係上、下の造成と上物の建物を一体に今回は施工するというようなこととございます。

それからこの231平方メートルの1棟当たりの大きさについては、先に議決をいただいている乾燥調整施設の一式の大きさ、それから配置を最初に決めて、この大きさと作業スペースの関係から231平方メートルという面積を算出しております。敷地の大きさは、今申し上げたように借りているところの土地がそれぞれ微妙に違いますので、面積がそういったことで違っているということとご理解いただきたいと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

3番（渡邊 計君）はい、議長。参考までにお聞きします。1工区、2工区、どちらも3棟ずつなんですが、そうですね。対象戸数といますか参加人数といますか、その辺ちょっとわかればお願いしたいと思います。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。1工区、2工区とも3か所、3か所になっていますが、1か所当たり1経営体であります。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第92号平成25年度産振農復請3号山元町乾燥調整施設建設工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）これから議案第93号平成25年度産振農復請4号山元町乾燥調整施設建設工事（2工区）請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第11. 同意第4号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。同意第4号監査委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明いたします。

まず初めに、裏面をお開き願います。提案理由でございますが、現委員の阿部武郎氏は平成25年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任者といたしまして

牛橋区在住の淀川 昭氏が適任と考え、任命するに当たり議会の同意を求めるため提案するものでございます。

次ページに淀川氏の略歴書をおつけしておりますが、株式会社七十七銀行において山下支店長、涌谷支店長、本店監査部で福部長を歴任され、その後、株式会社菓匠三全に勤務され、今月末で退職予定となっております。ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本案は人事案件でありますので山元町議会先例91番により討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから同意第4号監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

議長（阿部 均君）日程第12. 同意第5号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。同意第5号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明いたします。

まず初めに、裏面をお開き願います。提案理由でございますが、現委員の吉田智恵子氏は平成25年9月30日をもって任期満了となりますので、その後任者として中山区在住の荻原美智絵氏が適任と考え、任命するに当たり議会の同意を求めるため提案するものでございます。

次ページに荻原氏の略歴書をおつけしておりますが、坂元小学校の地区支部長、PTA本部役員を務められ、現在は山下中学校1学年委員長の立場にございます。ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本案は人事案件でありますので山元町議会先例91番により討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから同意第5号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

を採決します。

お諮りします。本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、同意第5号はこれに同意することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第13．諮問第2号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

初めに、裏面をお開き願います。現委員の赤沼昭夫氏は平成25年12月31日をもって任期満了となりますことから、仙台法務局長から推薦依頼があった後任者といたしまして新たに山下区在住の伊藤 卓氏を推薦するに当たり、議会の意見を求めるため提案するものでございます。

次ページに伊藤氏の略歴書をおつけしておりますが、民間での勤務を経まして、現在は宗教法人東光寺の代表役員の立場にございます。ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本案は人事案件でありますので山元町議会先例91番により討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて採決します。

お諮りします。本案は適任と答申したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、諮問第2号はこれに適任と答申することに決定しました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は2時10分といたします。

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第14．議案83号を議題とします。

本案は9月2日産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、産建教育常任委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長から

報告を求めます。

産建教育常任委員会委員長（齋藤慶治君）はい、議長。それでは、委員会審査報告書の朗読をもって報告にさせていただきます。

本委員会は平成25年9月2日に付託された事件を、審査の結果、次のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

記

事件の番号、議案第83号。

件名、山元町町営住宅管理条例の一部を改正する条例

審査の結果、修正可決すべきもの

修正案は別紙1枚、2枚目にありますのでご覧ください。

それでは、次のページの関係を紹介いたします。別紙の欄になります。

議案第83号山元町町営住宅管理条例の一部を改正する条例に対する修正案。議案第83号山元町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように修正する。第49条を第50条とし、第48条を第49条とし、第47条の3の次に1条加える改正規定を削る。附則中、（第48条の改正規定及び）を削る。以上の内容になりますが、次のページ、ちょっと開き見てください。今の案件ですが、具体的に申しますと次の横棒に線が引いてある関係で第48条の宮城県住宅公社による管理の関係を全面削除する内容となっております。

それでは、この審議に至った経緯の方を簡単に報告したいと思います。今回の委員会としての修正案になった経緯をお話いたします。今回の条例の改正に関しては大きな点で2点ありました。1点目としては公営住宅法の改正に伴い町営住宅及び共同施設の整備に関する基準並びに入居者の資格要件及び入居収入基準等の条例を規定するための改正であります。

もう1点は、公営住宅法の規定に基づく管理代行制度に関する規定を盛り込むというようになっております。執行部のお話によると、今回管理代行制度を入れ、そして来年の4月、26年4月1日にスタートさせたいというようなタイムスケジュールの中で今回の条例案の付託の提出がありました。それで、今回の委員会としての論点は条例の48条による宮城県住宅公社による管理の項目でありまして、これがいいか悪いかという議論になりました。提案理由にある効率的な管理体制と入居者に安心を与えるサービス、すなわち顔の見える体制の構築ができるのか。また、実施時期には問題ないのかを中心に審査いたしました。

審査の具体的な項目としては、管理代行のメリット・デメリット、または管理代行の委託業務内容、どこまでできるか。そして直営での問題点はあるのかないのか。そういう点を中心に審査いたしました。審査の結果としては、結論先ほど申しましたように、導入時期は26年4月ではなく災害公営住宅……。導入時期は……。導入時期ではないです。管理代行の導入時期は26年4月ではなく、災害公営住宅の入居は町が責任をもって入居の事務を行う。そして災害公営住宅の完成、入居が完了する見込みとされる平成27年4月以降を目標に再度検討すべきとの内容になりました。

この検討の内容には今後の町の維持管理を含め管理代行が適当なのか、指定管理者等のことも考えられるのか。それとも顔の見える従来どおりの町直営という選択肢ができないのかをこの間に十分に精査検討してもらいたいというような観点からこういう結論

に達しております。また、これからの他の被災自治体の動向も参考にして本町にとって最もよい制度が何かを検討する時期として今回は条例に入れこむということに対して委員会としては修正に至った経緯であります。

以上が当委員会で審査した内容でありまして、結果として導入時期の関係を遅らせる観点から今回の条例にうたった48条を削除するというような委員会の修正の修正案であります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行います。――質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論は山元町議会先例88番(2)③によって原案賛成者、原案反対者、修正案賛成者の順に行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）ありませんね。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）ないですね。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

議長（阿部 均君）これから議案第83号山元町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について採決します。

本案に対する委員長報告は修正可決すべきものです。まず、委員長報告の修正案について起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数です。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正した議決部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第15．認定第1号から日程第21．認定第7号までの7件を一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までについては、9月9日に決算審査特別委員会に付託し、

会期中の審査としておりましたが、審査が終了し報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長（遠藤龍之君）はい、議長。決算審査特別委員会の審査の結果を報告いたします。

認定第1号平成24年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について、
認定第2号平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、
認定第3号平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、
認定第4号平成24年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、
認定第5号平成24年度互理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、
認定第6号平成24年度山元町水道事業会計決算認定について、
認定第7号平成24年度山元町下水道事業会計決算認定について。

本委員会は平成25年9月9日付で付託された議案を審査の結果、次の意見をつけ原案のとおり認定すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告をします。

1 特に留意すべき意見。1 入札業務委託の透明性と適正な執行に努めるべきである。
2 予備費の適正な執行を図られたい。3 基金の残高の推移を見ながら随時国民健康保険税、介護保険料の引き下げの検討を図るべきである。

以上、報告といたします。

議長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行うわけですが、決算審査特別委員会は議長、議会選出監査委員を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元町議会先例85番により省略します。

議長（阿部 均君）これから認定第1号平成24年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第1号平成24年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第1号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第2号平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第2号平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第2号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第3号平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第3号平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第3号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第4号平成24年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第4号平成24年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第4号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第5号平成24年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第5号平成24年度亘理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第5号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第6号平成24年度山元町水道事業会計決算認定について討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第6号平成24年度山元町水道事業会計決算認定を採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第6号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）これから認定第7号平成24年度山元町下水道事業会計決算認定について討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから認定第7号平成24年度山元町下水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、認定第7号については認定することに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第22. 請願第3号を議題とします。

本請願は9月2日産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し、産建教育常任委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。

産建教育常任委員会委員長（齋藤慶治君）はい、議長。それでは、請願審査報告書の朗読をもって報告といたします。

本委員会は平成25年9月に付託された事件を審査の結果、次のとおり決定したので山元町議会会議規則第93条の規定により報告いたします。

記

事件の番号、請願第3号。件名、県道相馬亘理線の移設に関する請願。審査の結果、

不採択とすべきもの。意見。実現が困難と思われるため。

山元町議会議長阿部 均殿。

産建教育常任委員長 齋藤慶治

それでは、今結論を申しましたが、審査過程について若干時間をいただきます。この
請願された付託案件について9月18日午前10時半より、提出者である笠野区自治会
会長齋藤忠男氏より請願の趣旨、そして思いをの説明を受けました。それに引き続き、
震災復興企画課、まちづくり課等より今までの県道に関する議会への説明等を経緯等を
聞き、そして県仙台土木事務所の事業の進捗状況、そして最近の町との事業の進捗状況
等の中に含まれますが、町との調整段階、そして今後の予定スケジュールについて審査
しました。今回の審査の論点は3点ありまして、第1点としては県道相馬線のルート変
更の可能性について、現在の事業の進捗状況において変更で及ぼす影響はどうか。事業
全体に遅れを生じることはないか。第2点として請願ルートに変更した場合に新たな
雨水対策等の問題が生じるかどうか。そして第3点目に現に居住している12世帯の人
たちに対する津波対策、減災対策の必要性、可能性について議会としては審査いたしま
した。

今回の請願者の住民の安全にそして安心して住むことに対しての不安心情は十分理解
できるが、新県道のルート問題と居住されている人の安全減災対策は別に考えるべきで
はないかという議論になり、事業の計画のとおり新ルートでの早期完成が必要との結論
に達し、今回の請願は当委員会としては不採択となりました。

最後に、震災で甚大な被害を受けた特に被災住民の心情には察するものがあります。
今後各種の復興計画においては住民と十分に話し合い住民の声を反映したものにす
ることが新しい山元町をつくる上での早い道であるということになったことをご報告いた
します。

以上、結論と経過説明であります。以上であります。

議 長（阿部 均君）これから委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。今委員長の方から経過説明ありました。委員長に確認をしたい
と思います、2、3点。まず今、県に対して進捗上どうのこうの、どういう今時点なの
かとかあと変更の可能性があるのかとか住民に安全安心これを考えながらやってきたとい
うようなお話ありましたけれども、まずその中でも最も重きを置いて審査してきた部分、
審査する部分で何を一番重く考えながらこの審査に当たったのかを確認したいと思いま
す。

産建教育常任委員会委員長（齋藤慶治君）はい、議長。二つあります。この件で今示されている新
路線に対する工事の影響の度合いと、あと今既存に住んでいる住民の人たちの安全安心
の不安に対する払拭であります。以上です。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。まずもって今回請願された方々と14名でしたか。その思いと
いうものはまず要するに第1堤防があって要するに第2線堤というような役目を持た
せる県道。その海側に残された住民のその思い。私はここに一番の思いをもってやはり
陳謝すべきだとそういうふう感じております。確かに進んでいる事業でありますけ
れども、まだまだやはりそういった観点から見ればこれを差し戻すことも可能だと私は
思っております。そういう点、今の委員長のお話を聞きますとどうもその進捗状況がど

うのこの。そっちの方と同じぐらいの思いでやっている。やはり私は同じ町民である残された人たちのそういった思いに一番思いをいたしてやはり審査していただきたかったと思います。委員会の中でそういった強い声はなかったのでしょうか。

産建教育常任委員会委員長（齋藤慶治君）はい、議長。今の質問にお答えします。

委員会の審査の中では今岩佐議員が言われたように今度予想されるルートより東に住居して今後も住む方に対しての思い、つらい思いしているとか不安に対しての思いは全うちの委員が共通しておりました。それと、その中においてはやはりこのルートに関してはこの請願者の思いを尊重すべきだというような意見も委員の中にはありました。以上であります。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。今委員長の思い、大分私も理解したところです。それで、実際見て私はまだまだ可能だと思うんですが、県道、県の方、今の新曲状況、具体的にどういう段階にいるのか。その辺もしわかればお話をいただきたい。

産建教育常任委員会委員長（齋藤慶治君）はい、議長。私ども、審査の中で事業の進捗状況を受けた段階では、一番最新の状況では平成25年8月23日に測量及び地質調査が完了している。そして現在は設計作業に入っているという内容であります。そして、もう一つつけ加えますと、10月5日、来月の10月5日には計画ルートの及び隣接地の地権者に対しての説明会をもう予定しているというような報告を受けています。以上であります。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。実進んでいることは進んでいますが、私はまだまだその住民の思いに伝えることは可能なのかなと思ってこれで終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありませんか。本案に反対者の発言を許します。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。もう一度お願いします。

議長（阿部 均君）ただいま委員長から報告された件について、反対の立場の発言を許します。討論です。

9番（岩佐 豊君）それでは、委員長の報告に反対の立場で討論いたします。今回、請願された県道相馬互理線の移設に関する請願については、反対、前段の話でも申し上げましたけれども、本来なら守るべき第2線堤、その海側に残された人たちの切なる本当の思いです。いろいろお話聞いたところでわかりましたけれども、私はこの皆さんに考えてほしいのはあの県道の位置というものがあのままずっと同じような海からの距離で進むとは私何も言いませんけれども、逆に県境に行けば新地、相馬、新地の方の県境に行けば限りなく海側に今の既存の笠野区の県道あれよりももしかすると海側に寄るぐらいのところを最終的に通るわけです。しかも向こうは確かに民家はありませんから新地町との連結を考えればある程度仕方ないのかとは理解しますけれども、今請願出されている地区は10数件残っています。それで、12名の方から本当に切実な願いとして議会に請願を出されたものです。そういった思いからいたしますと、やはりその県道の位置そのものが本当に整合性があるのか。安全を担保すると言ったものが本当に住民に対して担保されているのかというような非常に疑念があります。私はやはりこの請願の趣旨に沿っ

て残された住民皆さんの安心安全を最大限担保することが私は第一位だと思います。県に対してはやはりその思いを十分に議会と伝えて本来は住民の付託に応えるべきだとそんなふうに思います。よって、委員長の報告には反対するものとして反対討論といたします。

議長（阿部 均君）次に、本案に賛成者の発言を許します。

8番（佐藤智之君）はい、議長。ただいま議題となっております請願審査の報告について、先ほど産建教育常任委員会の委員長より報告がありましたとおり、我が常任委員会でこの件についていろいろ審査をさせていただきました。その中で、先ほど委員長の報告にもありましたように、県のこの新しい新ルートについては8月上旬でほぼ調査、測量が完了している段階である。また、我々の調査の中で町当局としても今後も東西線を中心とした避難ルートの検討、また県道の新ルートへの交差部分の改良とも検討をしている状況を聞きました。

したがって、非常に審査結果としては不採択となりましたけれども、今後とも町当局におかれてもこの住民の皆さんの意向を十分に勘案してやっていくべきではないかとこのように思います。そういう意味で不採択の賛成の討論とさせていただきます。以上でございます。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

3番（渡邊 計君）はい、議長。3番渡邊でございます。

先ほど委員長の報告に対しまして、私は反対の立場から意見を申し上げます。復興はスピードである。よく町長がおっしゃいます。ここ2年間というのは確かにスピードが要求されました。しかし、これからは住民との話を徹底してやっていただいて進めてもらいたい。私はそういう考え持っています。県道に関しては今8月の段階で測量設計に着手。測量が完了して設計に着手である。そういうふうに進みながら私はあえて申し上げたいんです。あの排水路を境にして駅側は守られる。そして東側といいますかそこは移転促進地域であるからぜひとも移転していただきたい。そういうふうな考えのもとに今進んでおる状況でございます。しかし、先ほど岩佐議員が話したとおり、やはり残った人たちの安心安全を守るべきではないか。そこに重点を置きたい。何とかならないか。そういう意味で私は紹介議員として名を連ねたわけでございます。以上です。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔12番佐山富崇君退席〕

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

議長（阿部 均君）これから請願第3号県道相馬亙理線の移設に関する請願を採決します。この採決は起立によって行います。この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものです。

請願第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立少数であります。

よって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第23．委発第3号を議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

産建教育常任委員会委員長（齋藤慶治君）はい、議長。住民の安全を守るための決議。上記の議案を別紙のとおり山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。

山元町議会議長 阿部 均殿

提出者 産建教育常任委員会委員長 齋藤慶治

ちょっと別紙の方を見てください。初めに、書いていませんが提案理由を朗読させていただきます。先ほどの請願とも関連する項目であります。この地区は現在事業が進行中である新県道亘理相馬線の東側に位置する地域であります。津波の被害を受けた方々が家屋が修繕可能ということにより現在12世帯の人が居住し、今後も3世帯ほどが戻る予定と聞いています。町は避難道路等の確保だけではなく、国、特に復興庁に粘り強く交渉し築山等津波減災対策を実現し、住民が安全に安心して住める対策をとるべきであります。よって、上記の決議を提案するものであります。

それでは、内容を朗読させていただきます。住民の安全を守るための決議（案）。笠野区（高瀬字西北谷地地区周辺地区）の周辺には現に住民が居住しているが、安全安心のための減災対策等が不十分である。よって、本町議会は町に対し笠野区（高瀬字西北谷地周辺地区）に居住する住民の安全安心のための施設を十分に講じることを求めるものである。以上、決議する。

平成25年9月19日 山元町議会

以上であります。

議長（阿部 均君）これから提出者に対する質疑を行います。――質疑はありますか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今の決議案に対して質疑をしたいと思います。委員会の中でこれは提出、いろいろ協議、議論されて提出されるような形になったと思いますけれども、その前の請願とのまず整合性を一つお聞きしたいのと、あと、もう一つは減災対策ということで言及されていますけれども、この減災対策、実際に前の請願では県道という形でそれを多重防除の一つにするというような請願でありましたけれども、今回については決議案として笠野区の住民、10数戸が残った部分ありますけれども、その人たちに対しての安全対策というものを決議案として言及されておるんですけれども、それが実際にどういう形で決議案の中で議論されて、今回提案になったのか。その辺の経緯、あるいは具体的な中身、あるいは全体の山元町のこの被災地、特に危険区域とされる人たちに対しての今回の決議案の中での配慮、それをどういう形で整合性をとりながら今回決議案として出されたのか。数点にわたってお聞きをしたいと思います。

産建教育常任委員会委員長（齋藤慶治君）はい、議長。それでは、足りないところはまた誰か他の委員補足してもらうにしても、ちょっとあと、ちょっと回答が抜けたらまた教えてください。

まず請願との整合性についてお答えします。請願との整合性については、請願審査をする中で先ほど申したように現にあの地域に人がもう居住しているし今後も住むしこれからも住むでしょうという認識のために県道に県道の移設による減災対策ではなく町が直接津波対策、築山等をそういうものをつくる。配備しつくり少しでも減災対策、避難に時間がかかるようなものをつくるべきではないかということで、私は請願の県道の移

設と今回の住民とのこの安全対策というのはまた別物と理解し、こういう形の委員会としての決議を出しましょうという結論に達しております。

あと、全体的な先ほど配慮なんです、その件も出ました。他の住民はどうする。こういう危険なというか第1種に住んでいる人はどうするんだ。今回は請願との関係で多くの方がここにもう現在に住んでいるという現実を見て全体的なものとは違ってこれはあくまでこの地域、特に新ルートで東の先ほどいったように東側に来る住民に対しての町としての対津波対策の減災対策、具体的な話はまだこれこれという形のはなかなかまだ出ていません。審査の中でも担当課の方からどうなんだ。担当課の方ではあくまで予算的な裏づけ、復興庁との許認可の兼ね合いといういろいろな問題が出ていますが、それは別にして、今後先ほどいった提案理由にも言いましたように現状を訴え、山元町として粘り強く国県に働きながら何らかの減災対策を立てるべきだ。それを町に要望するというので、あの地域に限定し全体的なものはまた別というような認識で今回の決議文を出しました。そのために明確に地区名を入れているという形になっています。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。説明を受けた中で特に限定して今回安全対策の決議ということであれば、先ほど委員長がお話ししたように直接町がやれる部分、あるいは国に対してお願いする部分、あるいは県に対してお願いする部分、それをある程度地域限定の今回安全対策ということで考えれば、その辺を本当は十分な委員会の議論の中で具体的にきちっと町に対して、国に対して、県に対しての決議を全体総まとめた形で出していただければ、より住民の被災住民全体の安全対策に私はつながるのだろうとそういう思いで質問したわけでございます。

決議案については異議を申し上げるつもりもないんですけども、ただ、もう少し十分な決議案を出すのであれば十分な配慮をして全体的な部分、あるいは部分的な部分または国、県、町に対しての減災対策の要望、それも含めてきちっと議論をした形で決議案を出していただきたかったということで終わりにしたいと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから委発第3号住民の安全を守るための決議を採決します。

お諮りします。産建教育委員会委員長から提出された決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、委発第3号は産建教育常任委員会委員長から提出された決議のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第24．常任委員会の選任を行います。

常任委員の選任については、山元町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長が会に諮って指名することになっています。常任委員の任期は平成25年11月21日までであります。山元町議会先例104番により任期満了前の定例回最終日に後任委員の選任を行い、正・副委員長内定するとされております。常任委員の選任については山元町議会委員会条例第6条第2項の規定により議長が会議に諮って指名することになっております。ただいまから常任委員を指名します。

お諮りします。総務民生常任委員に、1番青田和夫君、5番竹内和彦君、6番遠藤龍之君、11番伊藤隆幸君、12番佐山富崇君、13番後藤正幸君、14番阿部 均君、以上のとおり指名します。

産建教育常任委員に2番岩佐哲也君、3番渡邊 計君、4番菊地八朗君、7番齋藤慶治君、8番佐藤智之君、9番岩佐 豊君、10番岩佐 隆君、以上のとおり指名します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおりそれぞれ常任委員に選任することに決定いたしました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩します。休憩中に総務民生常任委員会は第1委員会室で、産建教育常任委員会は第3委員会室で、議会広報常任委員会は総務民生常任委員会終了後第1委員会室において、各常任委員会を開催し委員長及び副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

午後 3時03分 休 憩

午後 3時34分 再 開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）次の日程に入る前に、議会広報常任委員が選任されましたので、その結果を報告します。

議会広報常任委員に3番渡邊 計君、5番竹内和彦君、9番岩佐 豊君、12番佐山富崇君、13番後藤正幸君、以上のとおり内定しました。

各常任委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告します。総務民生常任委員会委員長に遠藤龍之君、同副委員長に佐山富崇君、産建教育常任委員会委員長に菊地八朗君、同副委員長に岩佐 豊君、議会広報常任委員会委員長に後藤正幸君、同副委員長に岩佐 豊君、以上のとおり内定されました。

議長（阿部 均君）日程第25．議長の常任委員の辞任を議題とします。

本件は一身上に関することであり、地方自治法第117条の規定によって除斥に該当するため、副議長と交代します。

〔副議長と交代し、議長退席〕

副議長（後藤正幸君）議長と交代しましたが、引き続き議事を進めます。

お諮りします。議長の常任委員会の辞任に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（後藤正幸君）異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員の辞任に同意することに決定いたしました。

議長と交代します。どうもありがとうございました。

〔議長と交代〕

議長（阿部 均君）日程第26．議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、山元町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長が会に諮って指名することになっています。

お諮りします。1番青田和夫君、3番渡邊 計君、4番菊地八朗君、6番遠藤龍之君、9番岩佐 豊君、10番岩佐 隆君、以上の6人を議会運営委員に指名したいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名したとおり、議会運営委員に選任することに決定いたしました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩します。休憩中に第1委員会室において議会運営委員会を開催して、委員長及び副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

午後 3時38分 休憩

午後 3時47分 再開

議長（阿部 均君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）次の日程に入る前に、議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されたので、その結果を報告します。議会運営委員会委員長に遠藤龍之君、同副委員長に菊地八朗君、以上のとおり内定されました。

各委員会の任期については、平成25年11月22日からとなります。

議長（阿部 均君）日程第27．議員派遣の件を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び山元町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

お諮りします。ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、変更を要する時の扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議長（阿部 均君）日程第28. 閉会中の継続調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会委員長からの申し出のとおり、また内定しております議会運営委員会については会期日程等の調査の件を閉会中の継続調査に付することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、また内定しております議会運営委員会については会期日程等の調査の件を閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議長（阿部 均君）以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成25年第3回山元町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3時50分 閉 会
